

別紙 7 農作業安全総合対策推進

第 1 事業の実施方針

農作業事故による死亡者数は近年減少傾向にあるものの年間 300 人程度で推移しており、就業人口当たりの死亡事故発生率は他産業に比べて高い状況が継続している。これは、農業では、労働安全法制が及ばない自営農家が多く、他産業に比べ安全教育を行う体制が不足しており、農業者が農作業への安全意識を高める機会が少ないことが大きな要因の一つである。

このような状況を踏まえ、本事業は、従来の対面型による個別の安全啓発にとどまらない積極的な農業者への農作業安全啓発活動を行うため、全国の農業者が農作業安全研修を受講可能な体制の構築や、現場での安全啓発活動を効果的に行うための指導ツールを整備するものである。

第 2 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業は、令和 4 年度から全国の農業者が農作業安全研修（以下「研修」という。）を受講可能な体制等を構築するため、以下の（１）及び（２）の内容を実施するものとする。

（１）農作業安全指導体制の構築

ア 研修カリキュラムの作成、指導員等の登録・管理体制の構築

農作業安全又は労働安全全般に係る関係者、学識経験者等で構成される検討会を開催し、研修カリキュラムの作成、全国各地の農業者に対して研修を展開しうる指導者である農作業安全指導員（仮称）（以下「指導員」という。）及び全国指導員に対し一定レベルの農作業安全に対する教育を行う農作業安全指導員育成者（仮称）（以下「育成者」という。）の育成・登録・管理体制を構築するものとする。

イ 農作業安全指導員育成者（仮称）の育成・登録

20 名程度の育成者を育成・登録し、ウの実施に向けた検討を行うため、研修・検討会の開催等を行うものとする。

ウ 農作業安全指導員（仮称）の育成・登録

各都道府県 50 名程度を基本に、育成者が指導員を育成・登録するため、育成コース内容の作成、標準的教材の準備、各都道府県における研修会の開催等を行うものとする。

（２）安全啓発コンテンツの整備

（１）で体制を構築する令和 4 年度からの研修の場や、地域で自主的に行われる農作業安全啓発等の場で活用可能な安全啓発コンテンツ（動画、テキスト（持ち帰り用テキスト作成等）を整備するものとし、必要なコンテンツを選定するための検討会の開催、検討結果を踏まえたコンテンツ作成、それらに必要な現場実証等を実施するものとする。

2 補助要件

事業実施主体は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらに係る定めのない団体にあつては、これに準ずるもの。）を備えていること。
- (3) 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金等の適正な執行に関し、責任を持つことができること。
- (4) 事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、公共の用に供することを認めること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 成果目標の設定

- (1) 成果目標は以下の全ての項目とする。
 - ア 全国規模で活用可能な農作業安全指導員（仮称）の育成・登録体制を構築するすること。
 - イ 安全啓発コンテンツを1種類以上作成すること。
- (2) 目標年度は事業実施年度とする。

4 募集方法

本事業は、本要綱本体第4の1（2）イに基づく追加公募は行わないものとする。

5 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

- (1) 実施に向けた計画性
 - ア 1（1）について、農作業安全指導体制の構築に向けた検討をするために適切な体制が提案されているか。
 - イ 1（1）について、農作業安全指導員育成者（仮称）の人選に当たって適切な候補が提案されているか。
 - ウ 1（1）について、農作業安全指導員育成者（仮称）を育成するための適切なスケジュールが提案されているか。
 - エ 1（1）について、各都道府県で効率的・効果的に農作業安全指導員（仮称）を育成するため適切なスケジュールが提案されているか。
 - オ 1（2）について、活用可能な安全啓発コンテンツ（動画、マニュアル等）を整備するための調整方法が提案されているか。
- (2) 農業者等への効果的な啓発・指導の観点からの創意工夫（実現が見込まれるものに限る。）が提案されているか。
 - ア 5つ以上提案されている

- イ 4つ提案されている
- ウ 3つ提案されている
- エ 2つ提案されている
- オ 1つ提案されている

第3 事業実施計画等

- 1 事業実施主体は、本要綱本体第6の1（1）アに基づき、別添1により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。
- 2 事業実施期間は、本要綱本体第4の1（3）に基づく審査の結果、採択された年度内とする。

第4 点検評価等

- 1 事業実施主体は、本要綱本体第7の1及び第8の1（1）に基づき、事業実施状況及び自己評価を別添2により生産局長に報告するものとする。
- 2 生産局長は、本要綱本体第8の1（2）に基づく点検評価の実施及び同（4）に基づく評価結果の公表は、別添3により行うものとする。

第5 その他

- 1 事業成果等の提出
事業実施主体は、事業成果に係るデータ等を事業実施状況の報告とともに電子媒体により提出するものとする。
- 2 事業成果等の公表
事業実施主体は、事業成果について、個人情報等に係るものを除き、新聞、図書、雑誌、論文等の出版物やインターネット等において速やかに公表するものとする。
なお、事業成果等の公表に際しては、本事業の成果であることを明示するものとする。
- 3 事業成果等の普及
事業実施主体は、国が本事業の成果について普及を図ろうとするときは、これに協力するものとする。
- 4 事業成果等の帰属
本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、2の公表後は、公共の用に供することを妨げないものとする。

(別添 1)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名

事業採択^{※1} 申請書

令和○年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進（農業者等へのきめ細やかな安全啓発・指導）を実施したいので^{※1}、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙7第3の規定に基づき、関係書類を添えて（変更承認）^{※1}申請する。

なお、事業実施計画に関する担当者は下記のとおり。

記

（担当者）
所属・役職
担当者氏名
電話番号 平日9:00～17:00に連絡可能な電話番号を記載
FAX番号
Eメール

添付書類

- （1）事業実施計画（別添1参考様式に沿って作成すること。）
- （2）会社概要、定款（又は規約）、業務方法書など応募団体の活動の内容がわかる資料
- （3）直近の総会資料（財務諸表を添付すること。）
- （4）過去の農林水産省等の国庫補助事業の取組に関する資料（様式任意）
- （5）必要な経費の配分について各費目の細目ごとに積算基礎等詳細に分かる資料（様式任意）
- （6）実施計画書の記述内容を補完する資料、関係資料（様式任意、提出可能のもので可）

※1：重要な変更に伴う事業実施計画の変更承認申請を行う場合は、「採択」を「実施計画変更承認」と、「を実施したいので」を「の事業実施計画を変更したいので」と記載すること。

令和 年度持続的生産強化対策事業

農作業安全総合対策推進 事業実施計画

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名：

第1 事業計画

1 実施スケジュール

項目	実施時期	実施内容
(1) 農作業安全指導体制の構築 ア 研修カリキュラムの作成、指導員等の登録・管理体制の構築	月～ 月	
	月～ 月	
	月～ 月	
イ 農作業安全指導員育成者（仮称）の育成・登録	月～ 月	
	月～ 月	
	月～ 月	
ウ 農作業安全指導員（仮称）の育成・登録	月～ 月	
	月～ 月	
	月～ 月	
(2) 安全啓発コンテンツの整備	月～ 月	
	月～ 月	
	月～ 月	

※適宜、行を追加して記入すること。

2 実施内容の詳細

項目	項目別の詳細	効果的な実施の観点からの創意工夫
(1) 農作業安全指導体制の構築 ア 研修カリキュラムの作成、指導員等の登録・管理体制の構築	<想定する検討体制> <想定する指導員等の登録・管理体制> <助言を得る専門家>	
イ 農作業安全指導員育成者（仮称）の育成・登録	<想定する育成者、研修方法>	
ウ 農作業安全指導員（仮称）の育成・登録	<想定する指導員、研修方法> <都道府県との調整方法>	
(2) 安全啓発コンテンツの整備	<想定するコンテンツの概要> <助言を得る専門家>	

※適宜、行を追加して記入すること。

第2 成果目標

成果目標	
事後評価の検証方法	

※公募要領における成果目標は遵守すること。

第3 実施体制

所 属 ・ 役 職 名	氏 名	業 務 分 担	備 考

※業務分担については、第1の事業計画と整合性をとること。

※適宜、行を追加して記入すること。

第4 経費の配分及び負担区分

区 分	費 目	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B) + (C)円	負 担 区 分			経費の内容及び内訳	備考
			国庫補助金 (A)円	自己資金 (B)円	その他 (C)円		
(1) 農作業安全指導体制の構築 ア 研修カリキュラムの作成、指導員等 の登録・管理体制の構築							
イ 農作業安全指導員育成者（仮称）の 育成・登録							
ウ 農作業安全指導員（仮称）の育成・ 登録							
(2) 安全啓発コンテンツの整備							
合 計							

※「費目」の欄には、別紙1の費目ごとに経費を分類し記入すること。

※「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

※適宜、行を追加して記入すること。

第 5 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏 名	
	所属機関	
	所属部署	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	
	過去の類似 事業の実績	実施時期及び概要を記入
関係機関との 連携体制 (フロー図等)	事業実施主体内の体制と関係機関との連携関係を記入	

(注) 事業実施体制が分かる図などの添付も可。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

(別添2)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名

令和○年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進
実施状況報告書兼自己評価報告書

持続的生産強化対策事業実施要綱（（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務
次官依命通知）第7及び第8の規定により下記のとおり報告する。

記

第1 事業実施状況報告書

別添のとおり。（別添2参考様式に沿って作成すること。）

第2 自己評価

成果目標の 達成状況	
その他事業の 実施による効果	
実施に際し改善す べきと感じた事項	
総合評価	A : 計画以上の成果が見られる B : 計画通りの成果が見られる C : 計画通りの成果が見られない
総合所見	

(別添2 参考様式)

令和 年度持続的生産強化対策事業

農作業安全総合対策推進 実施状況報告書

事業実施年度：令和 年度 (業務完了日： 年 月 日)

事業実施主体名：

以下の点に留意しつつ、事業実施計画の様式に準じて作成すること。

- ・「第1 事業計画」は、「第1 事業実績」として取組内容の全ての実績を記載すること。
- ・「第2 成果目標」は、「第2 成果目標に対する実績」として目標及びそれに対する実績を併記すること。
- ・「第3 実施体制」は、変更があった部分に下線を引くこと。
- ・「第4 経費の配分及び負担区分」は、決算ベースで記載すること。
- ・「第5 事業実施体制」は、変更があった部分に下線を引くこと。
- ・事業成果に係るデータ等を添付すること。

(別添 3)

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進

事業評価票

事業実施主体名		
事業費（円）	〇〇〇円（うち国費〇〇〇円）	
具体的な取組内容		
成果目標の達成状況	成果目標とそれに係る取組結果	達成状況

総合評価	A : 計画以上の成果が見られる
	B : 計画通りの成果が見られる
	C : 計画通りの成果が見られない
総合所見	

＜記載要領＞

- 1 事業費は決算額を記入する。
- 2 総合評価欄には、評価観点ごとの所見欄を踏まえて、A、B 又は C のいずれかに○を付ける。
- 3 総合所見欄には取組全体について総合的な所見を記載する。